

富士見市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
富士見市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 計画の期間	3
3. 目標	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

富士見市教育振興基本計画で掲げる「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育」の実現には、教職員がもてる力を最大限に発揮し、生き生きと子どもたちの指導に専念できる環境をつくることが不可欠である。そのためには、教職員の多忙化解消・負担軽減を図る必要がある。

そこで、本計画は、教職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいとを両立するとともに、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、よりよい教育を行うことを目的に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和5年6月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「富士見市立学校における働き方改革基本方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	34.1時間	24.0%	0.5%
中学校	40.2時間	34.3%	3.5%
特別支援学校	24.1時間	10.3%	1.2%
合計	35.6時間	26.0%	1.5%

これまでの取り組みにより一定程度の改善が図られたが、国の指針で示される削減目標に向けて、引き続き教職員が働きやすい環境を整えていくことが必要である。

2. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以上の職員の割合を0%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

	令和 6 年度	令和 11 年度
1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以上の教職員の割合	26.0%	0%
1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間	35.6 時間	30.0 時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 20 日以上にする。
※年次有給休暇は暦年で付与されるため、本目標は暦年での数値目標とする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0% まで減少させる。

	令和 6 年度	令和 11 年度
年間の年次有給休暇の平均取得日数	14.5 日	20.0 日
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	12.2%	0%

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類(令和 7 年 9 月 25 日付 文部科学省指針)」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3 分類」①関係)

- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3 分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3 分類」③関係)

- ・ すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置し、効果的な活用法について共有する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ 児童生徒の課題に応じ、教育相談室が中心となりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関し必要な情報提供を行うことで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 関係機関との連携に必要な情報提供を教育委員会が行うことで、学校が組織として医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 特別支援学校に配置される看護師、特別支援教育コーディネーター等、医療・福祉・特別支援教育に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標

準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業等の期間中のサマーリフレッシュウィーク、ウィンターリフレッシュウィーク及び11月14日の県民の日を一斉閉校期間とする。
- ・ 年次研修等における全日オンライン研修を受ける教職員の自宅勤務を認める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富士見市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクール協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。